

【注意喚起】原産地証明書における原産国の虚偽記載に伴う 処分決定について

このたび、当所が発行した原産地証明書において、下記のとおり原産国の虚偽申請の事実が判明し
処分を決定しましたので、お知らせいたします。

真正でない貿易関係証明が発給された場合、証明の国際的信用の失墜を招き、証明を利用する多くの法人(団
体)・個人事業主が多大な不利益を被ることとなります。[「商工会議所原産地証明書等貿易関係書類認証規程」](#)お
よび作成要領の内容をご確認のうえ、真実かつ正確なものをご申請くださいますようお願い申し上げます。

記

1. 概要

- [「商工会議所貿易関係証明罰則規程」](#)に基づき、申請者を原産地証明書の発給停止処分(1カ月間)ならび
に停止期間終了後6カ月間は、原産国を明らかにする追加資料の提出義務を課すことといたしました。今年
度処分事案：1社、471件(2019年7月23日時点)
- 申請者は、国内で商品を調達した際に購入元より原産地の情報を入手していたが、購入元の社内で原産地
情報の管理が不十分であり、調達した商品の原産地の誤りが発覚。過去に発給を受けた商工会議所が発行
した原産地証明書に、原産国の記載誤りがあった事実が判明した。

(参考) 商工会議所貿易関係証明罰則規程

第3条 商品名を除く原産地その他の項目等につき事実と反する内容を原産地証明書に記載し
申請した者は、次の各号に従って処分する。

- (1) 故意の場合には、申請者および代行業者の登録を抹消する。
- (2) 過失または錯誤の場合には、1カ月間、原産地証明書の発給を停止し、停止期間終了後
6カ月以内は、輸出許可書の写しまたは製造・出荷証明書などの追加資料の提出を義務
付けるものとする。

2. 申請にあたっての基本原則(「商工会議所原産地証明書等貿易関係書類認証規程」一部抜粋)

- 原産国の認定は、関税法施行令ほか別表の原産地の認定基準に準じて行うものとする。
- 申請者は、申請書類の内容について事前に十分チェックし、正しい内容のものを発給者に提出しな
ければならない。
- 原産地証明書によって第三者に損害等が生じた場合には、申請者および代行業者は、一切の責任をも
ってその解決に当たり、発給者の名誉を回復するとともに、発給者が被った一切の損害および費用等
に対して賠償の責めを負う。

3. 商工会議所発給「原産地証明書」における原産地の判断基準

- 完全生産品：日本で獲れる鉱物資源や動植物、魚介類
- 実質的変更基準を満たす産品：

上記完全生産品以外のもの、つまり外国産や原産国未確認の原材料を使用して生産
されたもののうち、財務省令において実質的な変更とする加工や製造がなされたもの。原則と
して、生産された物品の関税番号(HSコード上4桁)が、その原材料のHSコード上4桁から変
わる加工又は製造が日本でなされているものについて日本製とする。

詳細は証明センターホームページをご確認ください。

「原産国の判定基準」https://www.tokyo-cci.or.jp/shomei/preparation/country_of_origin/